



平成 27 年 9 月 11 日

各 位

アートスパークホールディングス株式会社 代表取締役会長兼社長 川 上 陽 介 (コード番号: 3663 東証第2部)

問 合 せ 先 : 取 締 役 伊 藤 賢 電 話 番 号 : 0 3 - 6 8 2 0 - 9 5 9 0

# 募集新株予約権(有償ストック・オプション)の発行に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 9 月 11 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

記

# I. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

なお、今回の新株予約権の発行は、平成27年8月31日現在の発行済株式総数の6,683,740株に対し、最大で4.49%の希薄化が生じます。しかしながら、本新株予約権は、「II. 新株予約権の発行要領4. 新株予約権の内容 (6) 新株予約権の行使の条件」に定めるとおり、平成28年12月期から平成31年12月期までのいずれかの期の営業利益が、349百万円を超過した場合は行使可能割合が10%、営業利益が837百万円を超過した場合は行使可能割合が50%、営業利益が1,190百万円を超過した場合は行使可能割合が100%となっており、事業の成否を最も直接的に明らかにする営業利益について過去最高水準以上とするコミットメントを負う内容となっております。

これらの行使条件が達成されることは、当社の中長期的な業績拡大を意味しますので、本新株予約権により希薄化を伴ったとしても、結果として企業価値・株主価値の向上に寄与し、株主利益にも貢献できるものと認識しております。従いまして、本新株予約権の発行による株式の希薄化規模は合理的な範囲のものと考えております。

### Ⅱ. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数 当社の取締役 4名

当社の従業員10 名当社連結子会社の取締役5 名当社連結子会社の従業員30 名

## 2. 新株予約権の数

3,000 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通 株式300,000 株とし、下記4.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、 調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

#### 3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個当たりの発行価額は、1,600円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング(以下「プルータス」という。)が算出した結果を参考に、当該評価結果と同額に決定したものである。また、プルータスは、本新株予約権の発行を決議した平成27年9月11日の前日の東京証券取引所における当社株価の終値755円/株、株価変動性76.22%、配当利回り0%、無リスク利子率0.122%や本新株予約権の発行要領に定められた条件(行使価額755円/株、満期までの期間7年、下記4.(6)の業績条件)に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出している。

## 4. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

#### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金755円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により 行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額=調整前行使価額 × -

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行 又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並 びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整 による1円未満の端数は切り上げる。

# 

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から 当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の 処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当た り処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、平成29年4月 1日から平成34年9月29日までとする。

- (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 ①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものと する。

- (6) 新株予約権の行使の条件
  - ① 新株予約権者は、平成28年12月期から平成31年12月期までのいずれかの期の営業利益(当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書)における営業利益をいい、以下同様とする。)が下記(a)から(c)に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
    - (a) 営業利益が 349 百万円を超過した場合 行使可能割合:10%
    - (b) 営業利益が837百万円を超過した場合 行使可能割合:50%
    - (c) 営業利益が 1,190 百万円を超過した場合 行使可能割合:100%

- ② 上記①における営業利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標及び新株予約権の行使の条件として達成すべき数値を取締役会にて定めるものとする。
- ③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、 監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他 正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超 過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- 5. 新株予約権の割当日

平成 27 年 9 月 30 日

- 6. 新株予約権の取得に関する事項
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは 分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会 の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社 取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4.(6) に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- 7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記4.(1) に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記7.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記4.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日

から上記4. (3) に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する 事項

上記4. (4) に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記4. (6) に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記6に準じて決定する。

- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 8. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項 当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
- 9. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成 27 年 9 月 30 日

10. 申込期日

平成 27 年 9 月 25 日

以上